

過労死等防止のための対策

人事院
職員福祉局

資料4

平成29年度及び平成30年度における人事院の過労死等防止対策の推進に係る取組として、主なものは以下のとおり。

こころの健康づくり対策、パワー・ハラスメント防止対策

- **研修**
 - ・各府省の担当者に対し、制度等を周知
 - ・各府省において行われる研修の講師養成
 - ・eラーニングによる自習用教材を活用した研修
 - ・職場環境改善に係る実習
- **周知**
 - ・啓発資料の作成・配布
- **相談体制の運営**【本院及び各地方事務局(所)(全国10カ所)】

【職場復帰相談室】

- ・各府省が共同で活用できる専門医を確保
- ・職場復帰、再発防止のための助言を行う

【こころの健康相談室】

- ・職員やその家族、上司が利用(匿名可)
- ・専門家が対応

【苦情相談】

- ・職員本人が利用(匿名可)
- ・人事院職員(職員相談員)が対応

相談件数	平成27年度	平成28年度	平成29年度
職場復帰相談室	187件	170件	178件
こころの健康相談室	148件	151件	180件
苦情相談 [パワー・ハラスメント]	252件	264件	261件

長時間労働の是正等

- 本年8月、国会及び内閣に対して行った人事院勧告時の報告において、長時間労働の是正について盛り込み
 - ・超過勤務命令の上限を人事院規則において原則1月45時間・1年360時間(他律的業務の比重の高い部署においては1月100時間未満・1年720時間等)と設定
 - ・1月100時間以上の超過勤務を行った職員等に対する医師による面接指導の実施等職員の健康確保措置を強化
 - ・各省各庁の長は、休暇の計画表の活用等により、一の年の年次休暇の日数が10日以上職員が年5日以上年次休暇を使用できるよう配慮
- 各府省に対し、各種会議などの機会をとらえて適正な勤務時間制度の運用や長時間労働の是正に向けた取組について働きかけ等を実施

過労死等事案の分析、公務災害相談窓口の周知

- 平成29年度は、平成22年4月から平成27年3月までに公務外と認定された脳・心臓疾患事案及び精神疾患・自殺事案を取りまとめ、分析を実施。平成30年度は、平成27年4月から平成30年3月までの期間に公務災害と認定された事案及び公務災害と認定されなかった事案について、取りまとめ等を行う
- 各府省の公務災害相談窓口について人事院及び各府省のホームページやイントラネット等で周知することとし、併せて職員等から各府省に相談があった場合において取るべき対応について通知